

用瀬町ふれあいまつり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、用瀬町ふれあいまつり補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、用瀬地域の一年間の生涯学習を発表する場として実施する用瀬町ふれあいまつり（以下「補助対象事業」という。）に対し補助することにより、市民一人ひとりの学習意欲を高め、用瀬地域の生涯学習の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、用瀬町生涯学習推進協議会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額から寄附金等の本補助金以外の収入金の額に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更にする。

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。